
序章 板橋区都市景観マスタープランの位置づけ

- 1 景観とは何か
- 2 板橋区都市景観マスタープラン策定の背景
- 3 板橋区都市景観マスタープランの位置づけ

序章

板橋区都市景観マスタープランの位置づけ

- 景観とは何か
- 板橋区都市景観マスタープラン策定の背景
- 板橋区都市景観マスタープランの位置づけ



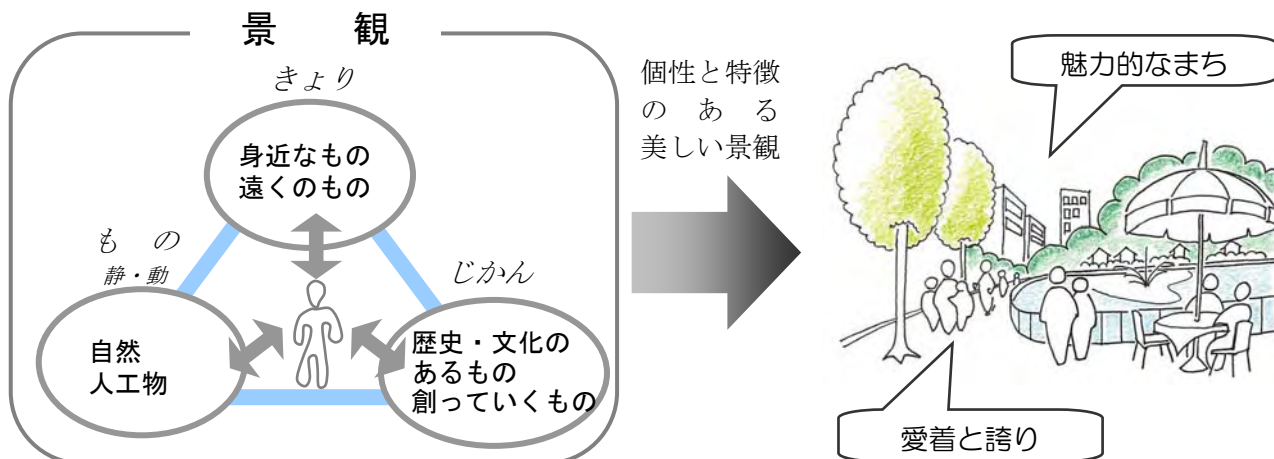
1 景観とは何か

景観とは、足元からはじまり軒先の草花などの『身近なもの』から街並みなどの『遠くのもの』まで、また緑などの『自然』から建築物などの『人工物』まで、さらに古くから残る『歴史・文化のあるもの』からこれから『創っていくもの』まで、私たちが日頃目にしているすべての“眺め”のことです。

美しい景観づくりとは、地域に刻まれた“大地の歴史”を意識し、地域の個性や特徴を生かした魅力的なまちをつくることです。

さらに、それらをゆっくりと眺められる場所をつくるのが大切です。

美しい景観づくりは、区民の地域への愛着と誇りを育むとともに、生活環境の質の向上やまちの活性化、ひいては訪れる人々にも魅力を感じてもらうことに貢献します。



2 板橋区都市景観マスタープラン策定の背景

板橋区は緑と水が豊かであり、首都東京の住宅地として、さらに工・商の活気あふれる都市として発展してきました。近年は住環境の向上や心の豊かさが重視されるようになり、うるおいのある美しい都市空間が求められています。

今日まで板橋区は、「いきいきいたばしまちなみ景観賞」や「板橋十景」の選定など良好な景観の普及・啓発活動に取り組んできました。これからはこれまでの活動を生かしつつ、さらにまちの個性と特徴を生かしながら、景観に配慮した良好なまちづくりを進め、次の世代へ引き継いでいかななくてはなりません。

また、国民の景観に関する意識の高まりとともに、自治体の実行性を発揮できる法的な仕組が求められたり、観光立国の推進や美しい国づくりに向け舵を切る国政の動向を背景とし、平成16年6月、我が国初の景観についての総合的な法律である景観法^{※1}が制定されました。

このような中で板橋区においても、区民の景観に関する意識の高まりを受け、区民参画のもとに景観を保全・創出していくための取り組みを総合的に進める必要があります。

3 板橋区都市景観マスタープランの位置づけ

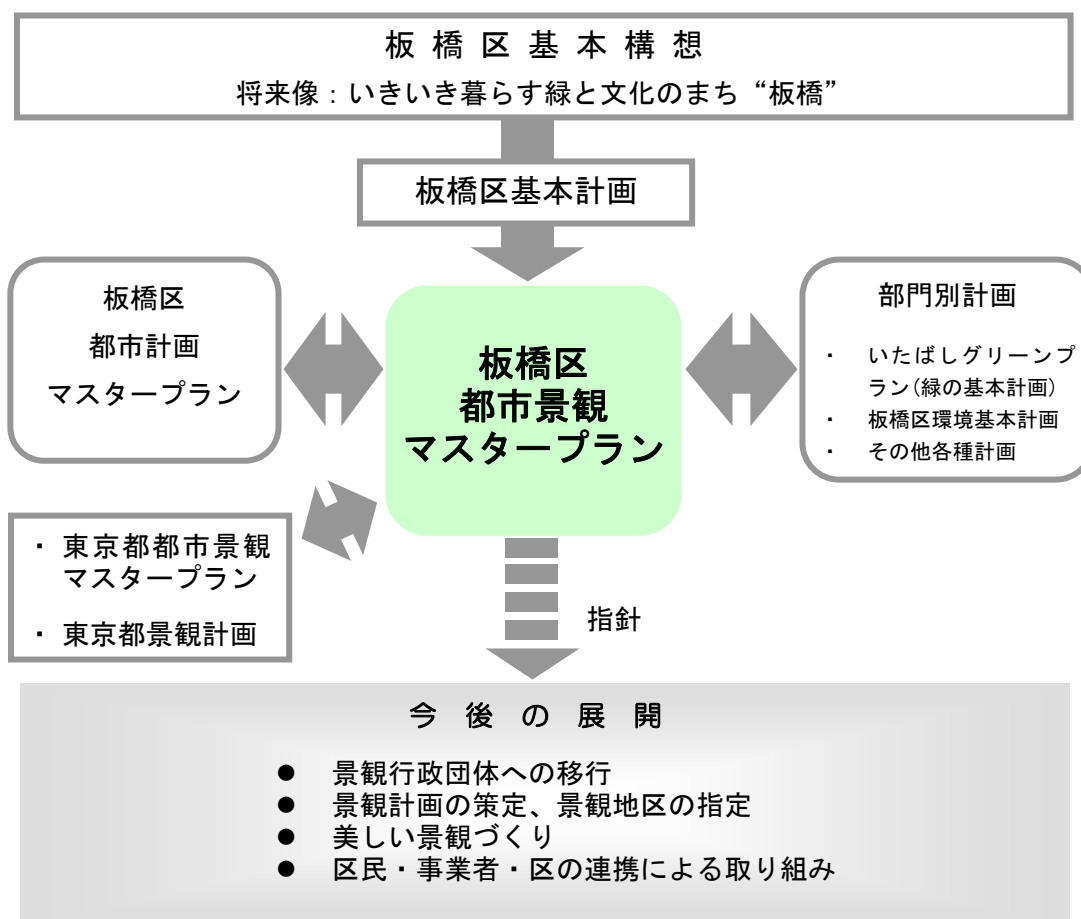
板橋区は、将来像を「いきいき暮らす緑と文化のまち“板橋”」と定めた基本構想を平成 17 年に策定し、おおむね 20 年後の板橋区の姿を表しました。

この基本構想を受け、「板橋区基本計画」では、緑と水の保全と創出を図り、区民参画のもとに美しい景観づくりを推進し、誇りをもって住み続けたいまちをつくることを基本方針として掲げています。

「板橋区都市景観マスタープラン（都市景観基本計画）」は、「板橋区基本計画」の基本方針を受け、「板橋区都市計画マスタープラン」、「いたばしグリーンプラン」や「板橋区環境基本計画」などの部門別計画とも連携を図りつつ策定したものです。さらに、「東京都都市景観マスタープラン」や「東京都景観計画」とも連携を図っています。「東京都都市景観マスタープラン」では、板橋区の武蔵野台地の崖線^{がいきん}を、広域的景観形成に取り組む「景観基本軸」である「南北崖線軸」の一部と位置づけています。

また、今後板橋区は景観行政を担う主体(景観行政団体^{※2})となり、「板橋区景観計画」などの景観法に基づく様々な取り組みを進めていきます。

本マスタープランは、板橋区の目指すべき景観形成の「基本的な考え方」を示すものであり、区民・事業者・区が協働のもとに景観まちづくりを実践していくための指針となるものです。



※1 景 観 法 : 景観法は、平成 17 年 6 月 1 日に全面施行された我が国初の景観に関する法律である。良好な景観の形成のための具体的な規制・誘導や整備・保全および体制・支援の方策を規定している。

※2 景観行政団体 : 景観行政団体とは、景観法に規定される景観行政を司る行政機関である。区は、都との協議・同意により景観行政団体になることができ、景観法に基づく景観計画を定めることができる。

